

## 藤沢市公営住宅管理システム更新事業者選考委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 藤沢市公営住宅管理システム更新事業者の選考を、公平かつ適正に実施するため、藤沢市公営住宅管理システム更新事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組 織)

第2条 委員会は、藤沢市公営住宅管理システムに係わる職員を選考委員として組織する。選考委員の構成は次のとおりとする。

計画建築部長	
住宅政策課長	
住宅政策課長補佐	1名
建設総務課職員	1名
デジタル推進室職員	1名
情報システム課職員	1名

### (委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、計画建築部長をもって充て、副委員長は、住宅政策課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長とする。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が委員会を招集した場合において、出席できない委員があるときは、当該委員が指名する者が当該委員に代わって出席できるものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて選考委員以外の者に出席を求め、意見を訊くことができる。
- 4 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、議決することができない。

### (庶 務)

第5条 委員会の庶務は、住宅政策課において処理する。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。